

提案	(1) 提案件名				職員提案個別票(実績ほう賞)	受付番号	3
	奨	励	賞	の			

(2) 現状及び課題

職員提案の褒賞は現在、優秀賞、優良賞、努力賞の3種類となっており、ここに及ばない評価の提案につきましては、一律に対象外となります。ここ10年ほどの採点の傾向としては、優れた提案に恵まれないこともあるかもしれませんが、努力賞に入賞する案件も年数件に限られており、職務の合間を縫って考えたせつかくの提案がその後捨て置かれているような印象を意欲ある職員に与えている恐れがあります。

(3) 提案内容

職員提案規定を改定し、かつてあった奨励賞の区分を復活させ、著しく見劣りのする提案を除き原則としてすべての提案がなんらかの賞を受けられるように運用を改善する。
 ※ 提案者としては25点～49点相当の提案を対象と想定しています。
 また、事務改善主管課の負担を減じるため、褒賞授与式やインフォメーション、HPでの紹介の対象としては引き続き努力賞以上のものを対象に行う運用は継続する。

(4) 予想される効果

「賞」の名を付した評価がなされることにより、実施指示に至らずとも自らの提案が一定の評価を受けたと職員が受け止めることにより、以後の提案件数が増加することが期待されます。また、提案件数の母数が増えればその中から真に実施することが相当と見込まれる優れた提案も増加することが期待されます。

	表彰基準	所見
	努力賞	実施に向け更に要検討

提案	(1) 提案件名	職員提案個別票	受付番号	6
	駐車場シェアリングサービスを活用した観光課題の解決			

(2) 現状及び課題

大山地域では、県の新たな観光の核づくり事業の認定を受け、国際的な観光地とするための取組が進められている。一方で、伊勢原市まち・ひと・しごと創生総合戦略の現状と課題の中でもあるように、最も観光客が訪れる大山の紅葉の時期には、駐車場待ちの車両による大渋滞が発生しており、駐車場対策が課題となっている。小中学校からのバス車両によるピストン輸送により一定程度の渋滞緩和は図られているものの、新型コロナウイルス感染症が拡大する社会情勢の中にあっては、マイカーニーズが強く課題解決には至っていないものとする。

また、大山詣りの最盛期に約150件あった宿坊は、その多くが廃業し、現在は約45件程度となっている。今後、後継者不足による廃業の増加が懸念されている中で新型コロナウイルス感染症拡大の影響は、経営面でも大きな打撃を与えているものと思料する。平成28年に日本遺産の認定を受けた「大山詣り」は、本市の観光産業の根源であり、宿坊のあるまちなみを保全していくことが観光地大山の最重要課題であるとする。

(3) 提案内容

駐車場シェアリングサービスの「軒先パーキング」を導入する。同サービスは、住民や事業者が保有する遊休地を有効活用し、外出先で確実に駐車したいドライバーをICTでマッチングさせるシステムである。仕組みはシンプルで、駐車スペースの情報や写真をシステムに登録・公開するだけで、貸主に初期費用は一切かからず、1日単位でも貸出が可能である。市の役割は、行政が関与している安心感を生かし、登録の呼びかけやサービス周知を行うことがメインとなる。なお、大山地域に限らず、道灌まつりやいせはら芸術花火大会等の際にもサービス活用の可能性がある。

(4) 予想される効果

- ・駐車場不足の解消、渋滞の緩和、迷惑駐車減少、環境負荷の軽減、地域住民の不満解消、収益確保による宿坊の存続 等
- ・大山第2駐車場の収容台数が44台であるが、仮に宿坊が1台ずつの駐車場を貸し出すことで、当該駐車場の約2倍の台数を確保することができる。

	表彰基準	所見
	努力賞	将来的検討

提案	(1) 提案件名	職員提案個別票	受付番号	10
	係長職以上を対象とした行政法の研修			

(2) 現状及び課題

私たちは、日常業務において、行政法(行政手続法、行政不服審査法、行政事件訴訟法、国家賠償法など)を意識し業務を遂行しなければならないが、その中で一番業務に直結している行政手続法で規定する「処分」「審査基準」「標準処理期間」「不利益処分」「聴聞手続」「弁明の機会」を意識して業務を遂行している職員は稀であるといわざるを得ない状況にあるのではないかと。法令に基づいて行われた処分(不作為を含む)に対して不服申立、審査請求、国家賠償法、職員に対する請求権等々。法律に『知らなかった』は通用しない。本市が不本意に損害賠償請求されることがないように、職員は行政法を意識・理解する必要がある。

(3) 提案内容	(4) 予想される効果
----------	-------------

本来、入庁5年目くらいの職員に行政法の研修を行うのが好ましいが、本市の状況を鑑みると、係長職以上の職員を対象に研修を行い、業務の中で部下に行政法の概要等理解させることが効果的と考える。
 研修の概略としては次のとおりである。
 (1)対象
 係長職以上の職員
 (2)講義内容:
 ①行政と行政法(法律と行政の関係を含む。)
 ②行政手続法及び行政手続条例(審査基準、標準処理期間、不利益処分、聴聞手続、弁明の機会、行政指導など)
 ③行政不服審査法及び行政不服審査法施行条例(本市の事例を踏まえ不服申立)
 ④行政事件訴訟法(行政事件訴訟の対象や種類。本市の事例)
 ⑤国家賠償法
 ⑥損失補償
 ⑦【補足】個人情報開示及び情報公開
 (3)講師:文書法制課職員
 外部講師では、一般的な知識習得で終わってしまう可能性がある。本市の事例等を織り交ぜながら講義を行うことにより、より身近に感じ行政法を意識・理解すると考える。

・部下を主に指導する者が、行政法の体系や解釈、関連する判例や行政実例に関する知識の習得を図ることにより、組織全体の法に対する意識の底上げを図ることができる。
 ・政策法務能力の下地となる法的素養を身に付け、行政法の的確な解釈や運用能力の向上を図れる。
 ・法的知識の習得に対する自己啓発への動機づけや、地方公務員としての自覚を醸成することができる。

	表彰基準	所見
	努力賞	将来的検討